

閱覽用

平成28年 第7回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年7月5日

神崎市農業委員会

平成28年第7回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月5日(火) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
3. 出欠者の状況
出席委員 12名
欠席委員 1名
傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	欠
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	邦田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

6番 原 隆行 委員 7番 大田 一秀 委員

日程第 2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第 3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	10件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	2件
報告第2号	農用地等の売渡希望申出書の取下げについて	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	桑原健太郎

6. 会議の概要

事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年第7回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長（会長あいさつ）

それでは失礼します。

今回の参議院議員選挙は、推薦をしなくて自主投票ということになった訳でございます。やはり農政に対しての不信感といいますか、不満があるのではなからうかというふうに思います。

ちょうど4年前に、安倍総理がアメリカにいかれて、オバマ大統領と話をされて帰ってこら

れた時に言われたことが、農産物の主要5品目については、守ると、その約束をしてきたというふうに言われました。それからTPPの交渉に入って、中身は何も知らせない、全く私達は、分らなかった訳でございます。

交渉が終わって初めて公表をされましたけれども、それでも全体像が見えない、分かった時には、私たちが想像した以上に厳しい内容であったというふうに思います。

今回の選挙、私は、いつも選挙に入る前からこの人と決めておりましたが、今回ばかりはまだ迷っております。

一つは〇〇に少しお灸をすえたいと、そういうふうな気持もある訳でございます。

おそらく投票用紙に書くまで迷うのではないかと考えております。

それでは、只今から、平成28年第7回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

宜しく申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。

本日の出席委員は12名でございます。

2番「筒井」委員より欠席届が提出されています。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は6番「原」委員さんと7番「大田」委員さんの2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	10件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	2件
報告第2号	農用地等の売渡希望申出書の取下げについて	1件

以上、3議案15件、報告第1号、第2号の3件でございます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから議席番号と氏名を言って、マイクを通してから発言していただくようお願いします。

(農地法第5条 受付番号1番、申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番の他2筆で田2筆、畑1筆の373㎡です。

転用の目的は一般住宅の建設で、申請の理由及び譲り渡し人、譲り受け人については、記載のとおりです。

施設の用途は農地の他に宅地1筆が加わり、住宅、カーポートなど合計463.74㎡です。

総事業費は建設費などの〇〇千円で、資金調達は全額借入金です。

転用着工は平成28年8月10日、工事完了は平成29年3月末日の予定です。
権利の内容は、使用貸借権による権利の設定で、農振除外の決定は平成23年12月19日、農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」となっております。

位置図、計画図などを4ページと5ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と建設費見積書と資金関係証明書、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区、神崎市建設課等との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財の届出書、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水、汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われまます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、

地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員さん、ご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の「〇〇」です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。〇〇地区担当の推進委員とともに現地の状況を見たいと思いましたが、転用についての説明だけはありましたが、現地確認の申出はありませんでした。今後そういうことがないようにお願いしたいと思います。

今回の転用は、周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことが無いよう十分に考慮されて計画されたと思いますので、特に支障は無いと考えています。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。只今、地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦勞さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番、申請地所在は千代田町〇〇田3筆で、面積は5,495㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は〇〇万円および〇〇万円で行われているとのこと。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回るとされます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がないようでございますので、質疑を終了いたします。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定をいたします。

議 長

次に、受付番号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地所在は千代田町〇〇田1筆で、面積は2,044㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

売買価格は10a当たり〇〇万円で行われているとのこと。

譲受人は、受付番号1と同一人であり、許可基準を満たしていると思われ。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

したがって、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番、申請地所在は神埼町〇〇田2筆で、面積は1,100㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

譲受人は、譲渡人から贈与により取得されるそうです。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回るとされます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑がないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の3ページをお開きください。

受付番号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番、申請地所在は神埼町〇〇田1筆で、面積は152㎡です。

移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

近隣地との交換により取得されるそうです。

許可基準である農地法第3条第2項第1号について、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われます。

第4号については、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号については、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号については、権利取得者が、地元との役割分担に従うということで地元生産組合長の同意書も添付されており、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上より農地法第3条の許可基準を満たしていると思われます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

したがいまして、原案のとおり許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

議 長

別冊の議案第3号をご覧いただきたいと思います。

それでは、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課 (これより農政水産課より説明)

【議案第3号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します。よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)関係についてご説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない。とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので、議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係				
神埼町	新規	1件	再設定	1件	計	2件
内訳は田		9筆				19,060㎡
千代田町	新規	2件	再設定	6件	計	8件
内訳は田		23筆				61,124㎡
畑		4筆				4,338.07㎡

計 27筆 65,462.07㎡
神崎市 合計 10件
内訳は田 32筆 80,184㎡
畑 4筆 4,338.07㎡
計 36筆 84,522.07㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議長

総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番について審議いたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の2ページの神埼町 新規1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆 5,374㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

はい、「〇〇」委員さんどうぞ

〇〇番〇〇委員

〇〇番の「〇〇」です。

設定の日がですよ。7月ということになれば、既に田植えが終わっている中で、契約期間の終わりが5月31日と、5月といえば麦を作っているところは、6月までは、まだ刈取りはおこなっておりませんが、この契約でした場合にですよ、次に、もし誰か違う人が作るとなれば、設定の期間は同じようにまた、7月からということになるんですか。

普通は、大体6月の田植え前には契約を普通すると思いますが、次に、もし借る人がおった場合は、このような契約でいかななくてはならないのですか。

農政水産課

基本的に神埼町の場合は、周期は10月31日から5月31日のどちらかに指定しておりますので、こちらの案件につきましては、10月31日に切れる形になりますので、次の設定は最短でも次の日の11月1日からの形になるかと思います。

議 長

「〇〇」委員よろしいですか。

〇〇番〇〇委員

はい、わかりました。

議 長

他にありませんか。

ないようでございますので、質疑を終了します。

(異議なしの声あり)

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

この本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番について審議をいたします。

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定、1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田6筆13, 686㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

したがいまして本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページをお開きください。農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、新規1番から2番までの申し出について説明します。設定する内容は、

田	4筆	11,645	m ²
畑	1筆	9.07	m ²
計	5筆	11,654.07	m ²

となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、「〇〇」委員さんどうぞ。

〇〇番〇〇委員

〇〇番の「〇〇」ですけれども、番号2の利用権設定を受ける者の現在の経営面積がゼロというのはどういうことなのか、ちょっと説明をしてください。

農政水産課

こちらの〇〇様の方がですね、現在、作付はしていないということであるんですけども、実際、こちらの畑の方を借りて、えごまの作付をおこないたいとのことで、利用権設定を出されましたので、こちらの方で受付をさせていただいた形になってます。ですので現在、経営をしていないという形になりますので、ゼロ㎡というふうな数字を書いている形になります。

〇〇番〇〇委員

実際に何か作っておられるのですか。

農政水産課

現在はまだです。利用権の設定を受けてから、えごまの作付という形になっています。

議 長

「〇〇」委員さん只今の説明でよろしいですか。

〇〇番〇〇委員

はい、わかりました。

議 長

はい、「〇〇」委員さん

〇〇番〇〇委員

〇〇番の「〇〇」ですけど

あのですね。コンバインば〇〇は補助事業で購うとつでしょう。コンバインを

そいと、規模拡大ですよ。私の時は、できんと言われたですもんね。

農政課から個人がとっきんと、そこんにきはどがんなとつとですか。

4、5年前まではですね。私は、集落営農にはいっとらんやったですよ。

その時、部落の人が私に作ってくれんですか、きんしゃたけんが農政課に行ったですよ、そんな時に農政課から個人が集落営農の田ば、とっきんと規模拡大という目的でコンバインば購とつけん、個人は、でけんですよと言われたですよ。

こちらは、なんで言われんやったらうかと私も思ったけん、ちょっと質問しました。

議 長

今の件、農政水産課の方でお答えできるところはありますか。担当違い。

農政水産課

ちょっとすいません。現状ご回答することができませんので、また後日改めてご回答させていただきますと思います。

議 長

「〇〇」委員よろしいですか。

〇〇番〇〇委員

はい、わかりました。

議 長

他にありませんか。

はい、「〇〇」委員

〇〇番〇〇委員

〇〇番の「〇〇」です。

農地を取得じゃなくて利用権設定は、5反とか持っていなきゃ借りられないというのは、利用権設定では関係ないのですか。土地がゼロなのに設定ができるのかなと一瞬思いましたので、すいません。

議 長

どうですか、答えられますか。

農政水産課

あくまで5反要件は、購入の際の要件でありまして、利用権の借り入れ分に関しては、条件はない形になります。

議 長

よろしいですか。他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号6番までを一括して審議いたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第3号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町、再設定1番から6番までの申し出について説明します。

田 19筆 49, 479㎡

畑 3筆 4, 329㎡

計 22筆 53, 808㎡となっております。その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑がございませんので、これで質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

したがって本案は、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議 長

以上で議案第3号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

1ページの受付番号1番、受付番号2番について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページに記載しております、受付番号1番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。

以上です。

議 長

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

次に、報告第2号、農用地等の売渡希望申出書の取下げについてを議題といたします。別冊の2ページをお開きください。

受付番号1番について事務局から報告させます。

事務局

【報告第2号の報告書を基に朗読後、説明】

報告第2号、農用地等の売渡希望申出書の取り下げについて
受付番号1番について、申出者、土地の所在、面積等については、記載のとおりです。
平成28年6月の総会において、あっせん委員の指名をおこなった案件ですが、
平成28年6月4日に申出者が亡くなられましたので取り下げとなりました。
以上です。

議長

報告第2号、農用地等の売渡希望申出書の取下げについては、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

議長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、平成28年第7回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。
ご審議ありがとうございました。

午前10時 8分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年 7月 5日

神崎市農業委員会

会 長 _____

6 番 委 員 _____

7 番 委 員 _____